

# 特許 & 技術レポート

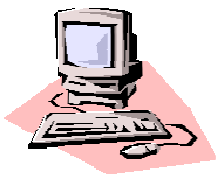
## 特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2015-1

ハイライト：

韓国デザイン情報、全世界で検索可能	1
アモーレ-LG生活健康、「クッション」の特許紛争が熾烈	3
男性化粧品の商標出願件数が上昇「競争の激化」	4
シャオミ、「特許」が足かせに	5
米ITC、サムスン-NVIDIAの特許紛争の調査に着手	6
大型バイオ医薬品、今年相次いで特許満了	6



## 特許制度

### 韓国デザイン情報、全世界で検索可能

今後、韓国デザイン情報の活用範囲が大きく拡大され、韓国デザインに対する国際的認知度がさらに向上することが予想される。

特許庁は、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)が運営する世界最大のデザイン検索サービスDesignViewで、韓国デザイン情報のサービスを開始することを明らかにした(<https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome>)。

このため特許庁は、OHIMと昨年10月にデザイン情報の交換のための了解覚書(MOU)を締結し、これによって、アジアでは初めてDesignViewで韓国のデザ

イン情報をサービスすることになった。

DesignViewは現在、フランス、イタリア、スペイン等26カ国・機関のデザイン情報277万件を無料で検索することができ、韓国を始めとしてアジアのデザイン情報検索を拡大する予定である。

また、誰でも容易に海外のデザイン情報を検索することができるようにホームページのメニュー等を韓国語に翻訳する「韓国語翻訳機能」、及び韓国語でデザイン情報を検索するとき、検索単語を英語、フランス語、ポルトガル語等、OHIMが提供する言語に翻訳して検索する「韓国語検索機能(今年1月から施行)」等の韓国語支援サービスを提供する。

これを通じ、海外のデザイン情報を検索する際、各国のウェブサイトを訪れ、不慣れな検索機能を扱わなければならない不便さが解消されるであろうと思われ、海外進出を希望する韓国企業は、デザイン管理及び戦略を立てるのに大きく役立つものと予想される。

また、海外企業もDesignViewを通じて自国語で韓国のデザイン情報を検索することができるようになり、韓国市場の進出及び韓国のデザイン情報の活用に大きく寄与するであろうと期待される。

特許庁情報顧客支援局のチェ・キュワン局長は、「世界的なデザイン情報のネットワークに韓国が参加することになったのは、韓国の国際的地位が大きく上昇した結果であって、韓国の産業財産権の保護強化及び企業の海外進出支援の側面で非常に励みになる」とし、「今後も、特許庁は世界で韓国の知的財産情報を容易に使用できる環境を整えるために多方面で努力するつもりである」と述べた。



## 特許判例

### 大法院2014. 8. 20. 宣告2013DA41578判決[共有物分割] [公2014下、1797]

#### 【判示事項】

[1] 特許権が共有の場合、共有に関する民法の一般規定が適用されるか否か(原則的積極)

[2] 特許法第99条第2項、第4項の規定趣旨/特許権の共有関係に民法上共有物分割請求に関する規定が適用されるか否か(積極)及び特許権の性質上現物分割が許容されるか否か(消極)/デザイン権の場合にも同様の法理が適用されるか否か(積極)

#### 【判決要旨】

[1] 特許権が共有の場合、各共有者は他の共有者の同意を得なければ、持分を譲渡したり持分を目的とする質権を設定することができず、また、特許権に対して専用実施権を設定したり通常実施権を許諾することができない等[特許法(2014. 6. 11. 法律12753号で改定される前のもの)第99条第2項、第4項参照]、権利の行使に一定の制約を受け、その範囲では合有と類似する性質を有する。しかし、一般的には特許権の共有者が必ず共同目的や同業関係を基に組合体を形成して特許権を保有すると見ることができないだけでなく、特許法に特許権の共有を合有関係と見なす等の明文の規定もない以上、特許法の他の規定や特許の本質に反する等の特別な事情がない限り、共有に関する民法の

一般規定が特許権の共有にも適用される。

[2] 特許法(2014. 6. 11. 法律12753号で改定される前のもの)第99条第2項及び第4項の規定趣旨は、共有者以外の第3者が特許権の持分の譲渡を受けたり、それに関する実施権の設定を受ける場合、第3者が投入する資本の規模・技術及び能力等に応じて経済的効果が著しく変わり、他の共有者の持分の経済的価値にも相当な変動をもたらす得る特許権の共有関係の特殊性を考慮し、他の共有者の同意がない持分の譲渡及び実施権設定等を禁止することにある。

それならば、特許権の共有者相互間に利害関係が対立する場合等に共有関係を解消するための手段として、各共有者に民法上の共有物分割請求権を認めても、共有者以外の第3者によって他の共有者の持分の経済的価値に上記のような変動が発生すると見るのは難しいため、特許法第99条第2項及び第4項に反さず、特に分割請求を禁止する特許法の規定もないので、特許権の共有関係に民法上の共有物分割請求に関する規定が適用できる。但し、特許権は、発明の実施に対する独占権であって、その対象は形体がないだけでなく、各共有者に特許権を付与する方式の現物分割を認めると、一つの特許権が事実上内容が同じ複数の特許権として増加する不当な結果をもたらすので、特許権の性質上、そのような現物分割は許容されない。また、上記のような法理は、デザイン権の場合にも同様に適用される。

#### 【参照条文】

[1] 特許法(2014. 6. 11. 法律12753号で改定される前のもの)第99条第2項、第4項、第139条、民法第262条

[2] 特許法(2014. 6. 11. 法律12753号で改定される前のもの)第99条第2項、第4項、旧デザイン保護法(2013. 5. 28. 法律第11848号で全て改定される前のもの)第46条(現行第54条参照)、第72条(現行第106条参照)、民法第268条

### 大法院2014. 1. 29. 宣告2013D014586判決[農水産物の原産地表示に関する法律違反・穀物管理法違反・商標法違反][公2014上、551]

#### 【判示事項】

旧農水産物の原産地表示に関する法律第6条第1項第1号で定めた「原産地を混同させる恐れがある表示をする行為」に、原産地表示欄には国内産と正しく表示し

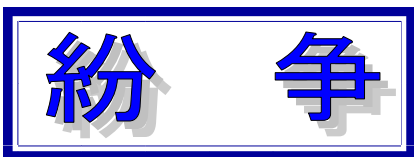
た後、国内有名特産物の生産地域名を表示した包装材を使用した行為が含まれるか否か(積極)

#### 【判決要旨】

旧農水産物の原産地表示に関する法律(2013.3.23.法律第11690号で改定される前のもの、以下「法」という)第14条、第6条第1項第1号、第3項、旧農水産物の原産地表示に関する法律施行規則(2013.1.8.農林水産食品部令第333号で改定され、2013.6.28.施行される前のもの)第4条の内容を総合すると、法第6条第1項第1号で規定した「原産地表示を偽る行為」と「原産地を混同させる恐れがある表示をする行為」は区別され、原産地表示欄には国内産と正しく表示した後、国内有名特産物の生産地域名を表示した包装材を使用した行為は原産地を混同させる恐れがある表示をする行為に該当する。

#### 【参照条文】

旧農水産物の原産地表示に関する法律(2013.3.23.法律第11690号で改定される前のもの)第6条第1項第1号、第3項、第14条、旧農水産物の原産地表示に関する法律施行規則(2013.1.8.農林水産食品部令第333号で改定される前のもの)第4条



### アモーレ-LG生活健康、 「クッション」の特許紛争が熾烈

2秒に1つずつ売れる大ヒット化粧品「クッション」を対象としてアモーレパシフィックとLG生活健康の激しい特許紛争が第2ラウンドに突入した。昨年11月、LG生活健康が、アモーレを相手に提起した化粧品「エアクッション」の特許無効審判で敗訴した後控訴した一方、アモーレパシフィックは、昨年12月にLG生活健康の「ザフェイスショップ」、「ビヨンド」のクッション製品に対して特許権差止訴訟を提起し、新たな局面に入った。2012年にLG生活健康がアモーレを相手にクッション製品の特許に対して無効審判訴訟を提起し始まった特許紛争は、2年間で勝訴と敗訴を重ねている。

業界によると、特許審判院第7部は、特許登録第1257628号(発明の名称：化粧料組成物が含浸された発泡ウレタンフォームを含む化粧品)についてLG生活健

康がアモーレを相手に提起した無効審判で、昨年10月24日付でLG生活健康に敗訴審決を下した。アモーレ側は、「当該特許の新規性と進歩性に対して異議を提起したLG生活健康の主張は不当であり、アモーレパシフィックの登録特許に対する有効性が認められた」と主張した。

LG生活健康が問題にしている部分は、アモーレの「化粧道具につけて使用する化粧料組成物が含浸されているエーテルポリマータイプで、網状型構造を有する発泡ウレタンフォームを含む化粧品」に関する特許である。アモーレは、クッションとして2013年4月に特定のスポンジに好適な剤形(エーテルフォームを使用した製品)に対して別途特許を登録して、LG生活健康に警告状を送り、LG生活健康は特許無効訴訟を繰り広げたが、昨年10月に特許審判院はアモーレに軍配を挙げた。LGが不服として事件は2審レベルの特許法院に移送された状態である。アモーレはさらに、昨年1月に2013年に消滅した特許とスポンジの硬さ等を変えて新たな特許を登録し、昨年12月についてLG生活健康のザフェイスショップ及びビヨンドのクッション製品に対して特許権差止訴訟を提起した。紛争の歴史は、2012年にまで遡る。2012年6月に「エアクッションの硬さと粘度の範囲を設定した発泡ウレタン組成物に関する特許」を出願したアモーレは、9月にLG生活健康の「SUM37モイストクッションファンデーション」と「OHUIミネラルウォーターBBクッション」をはじめとするクッション化粧品が特許を侵害したとして警告状を送った。これに対してLG生活健康は「クッション製品には新規性がない」として特許登録無効訴訟を提起し、昨年2月に大法院がLG生活健康に軍配を上げたことによって特許は消滅した。

このようにエアクッションをめぐる法的紛争が起きているのは、クッション化粧品が人気を集め、国内ブランドがコピー商品を売り出したのはもちろん、グローバルブランドまで加勢するほど大きくなったためである。「クッションの元祖」アモーレは、2008年にIOPEエアクッションをはじめとして全13ブランドでクッション化粧品を発売した。2013年にクッション製品だけで3,250億ウォンの売上を上げたアモーレは、中国等アジア市場での好評を受け、昨年は6,000億ウォンを突破したものと予想される。

アモーレは、最初にクッション製品を模倣したLG生活健康に対して象徴的な訴訟を行い、他のブランドに



対しても積極的に対応するという立場である。エアクッションという用語に対しても商標権を登録し、他のブランドが使えないように措置した。アモーレパシフィックの関係者は、「クッション製品が革新的な活動と持続的な研究開発を通じて作られた製品であるだけに革新的な技術力について正当に保護されなければならない」と述べた。

これに対してLG生活健康側は、「クッション製品そのものに対する進歩性は既に法院で否定され、アモーレが問題にしているスポンジ剤形も従来より化粧品素材として広く知られていたため、特許法院の判断は異なるであろうと予想される」と反駁した。

## 出願動向

### 韓国の半導体分野の最多特許出願、 装置は「SKハイニックス」、 材料は「東友ファインケム」

最近6年間で、韓国国内の半導体装置の分野ではSKハイニックス、材料分野では東友ファインケムが最も多く特許出願したことが分かった。半導体装置部門は、多数の企業が技術開発をしているが、材料分野では特定数社が主に特許出願し、相対的に集中現象が激しい。

特許庁は、過去6年間の半導体装置・材料分野の特許出願動向を調査した結果、SKハイニックスと東友ファインケムがそれぞれ最も多く特許出願したことを明らかにした。

半導体装置の分野で、過去6年間の特許出願件数が多い企業は、SKハイニックス13%、サムスン電子12%、SEMES8%の順となる。この他に、LGシリトロン3%、周星エンジニアリング・WONIK IPS・東部ハイテク・K. C. Tech・LIG ADP等がそれぞれ2%を占めた。トップ3社が全体の出願件数の3分の1を占めたわけだ。

SKハイニックスは、マスクの製造とフォトプロセスに関する特許を主に特許出願しており、この分野の特許を韓国で最も多く出願したニコンと似た数値である。

外国企業は、東京エレクトロン18%、アプライド・マテリアルズ6%、ラムリサーチとニコンがそれぞれ4%の順となる。

半導体材料分野では、東友ファインケムが韓国企業の中で最も高い24%を占めている。東友ファインケムは、日本の住友化学が100%出資した韓国の子会社である。続いて第一毛織13%、LG化学8%、サムスン電子6%、SKハイニックス・LGディスプレイ・S&S TECHがそれぞれ3%を占めた。

上位10社の企業が全体の出願のうち4分の3を、東友ファインケムが全体の約25%を占め、装置分野に比べ相対的に少数の企業が特許を出願したものと解釈される。

半導体材料分野は、伝統的に日本が強かったが、2013年に韓国人の出願が日本を追い抜いた。日本は2012年に500件と最大値を記録したが、その後出願件数が下落し、2013年と2014年は300件に減っている。反面、韓国人の出願は、2010年の300件程度から徐々に増加し、2014年は380件余りの規模に増えた。

しかし、過去6年間の全体の出願件数の割合は、日本47%、内国人41%となり、まだ日本の割合が高い。

特許庁は「半導体装置と材料分野両方の大企業の出願は数年間減少しているが、中小企業の出願が材料分野で増加し、装置分野では既存のレベルを維持している」とし、「国内外の大学と研究所の特許登録率が最も高かった」とした。

### 男性化粧品の商標出願件数が上昇 「競争の激化」

化粧品メーカー間の商標出願の競争が激化している中で、男性化粧品に対する商標出願の件数も急上昇の傾向を見せていることが分かった。

韓国保健産業振興院は、[国内外の男性用化粧品市場の現況及び商標出願動向の分析]資料を公開し、このように説明した。

知的財産権のうち、2013年の国内商標出願の件数は約17.8万件で、化粧品部門が占める割合は7.2%(1.3万件)となる。

このような中、2014年第3四半期の累計を基準に、主要な化粧品メーカーが内国人の商標出願件数の1~3位を占めると共に、上位10社のうち4社が化粧品メーカーで、商標出願において強い勢いを見せている。

アモーレパシフィックは1,418件で1位、LG生活健康

# 電子・半導体

## シャオミ、「特許」が足かせに

は1,383件で2位を記録し、ザ・フェイスショップは475件で3位(2013年同期比35.7%の増加率)、スキンフードは205件で7位を記録した。

外国人の部分では、P&Gが46件で3位、ロレアルは43件で4位、Mary Kayは36件で6位となった。

このように化粧品メーカー間の商標出願の競争が激化している中で、男性化粧品に対する商標出願件数も急上昇している。

特許庁の資料によると、男性化粧品の商標出願は、1970年代には4件に過ぎなかったが、80年代(22件)、90年代(56件)を経て、2000年以降には246件と大幅に増加した。

2010年1月1日から2014年9月30日までの約5年間の主要な化粧品メーカー(4社)の男性化粧品に対する商標出願の累積件数は61件で、2010年の2件から急速に増加している。

2013年には2012年に比べ8件が増え、これまでに比べて増加傾向がやや停滞したが、2014年には9月末基準ですでに29件の商標が出願され、商標出願の競争が再び加熱していると分析される。

また、最近ではクレンジング、BBクリーム等にまで男性の関心が高まり、このことが男性専用製品の拡大につながり、商標出願が増加し続けるであろうと予想している。

2014年に出願された男性化粧品の商標では、最近女性の間でメイクアップ製品としても人気が高いクッション(Cushion)製品や男性専用マスクシート、軍人用製品が目立ち、それ以外にクレンジング、スキンケア、機能性製品等の商標が出願されたことが分かった。

韓国保健産業振興院は、男性用化粧品の世界市場の規模は、2012年に915億ドルを記録し、韓国をはじめとしたアジア地域の需要が高まっていると説明した。

また、男性の外見や老化防止への関心度、男性専用製品の販売チャンネルの登場等、様々な機会要因が散在している有望な分野であり、競争力の確保のためには、R&D投資の改善及び技術力に基づいた製品開発の努力が求められる。

中国のIT産業の巨頭、小米科技(シャオミ)が「特許」が足かせとなって、それ以上の成長はもちろん、存廃の岐路に立たされているとブルームバーグ通信が報道した。

設立4年目の新生ベンチャーである小米がサムスン・アップルに続いて一躍世界3位のスマートフォンメーカーに躍り出たのは、競合他社と異なり、最先端機能のスマートフォンを安価で売ることができたからである。

しかし、これは、これまでの研究開発(R&D)投資や先行特許技術に対する正当な使用料を支払わなかったため可能だったと指摘されている。

このため、これがインド等海外市場攻略の地点に立つ小米の足かせとなっている。

小米の今年のスマートフォン出荷目標は1億台。2013年に比べ5倍もの規模である。しかし、訴訟費用や特許使用料、R&D投資等の追加費用の負担がますます大きくなっており、これ以上の低コストによる成長が不可能な状況になった。

カウンターポイントリサーチのネイルシャー研究員は、「特許料の支払いが可能になるまで小米の成長を見守ってきた一部競合他社や特許管理専門企業(NPE)等が今月下旬にインドの判例を参考にし、世界各地で類似訴訟を相次いで提起するだろう」と述べた。

自国企業が外国の特許を無断で使用することに比較的寛大な中国市場でのみビジネスをしたときは次元が違う。本格的に海外市場に乗り出す場合、必ず法的な問題が生じる。

ソニーモバイルの十時裕樹CEOは、「企業能力が短い小米は特許ポートフォリオが構造的に脆弱である」と指摘した。

これに対して小米も遅れて特許権確保に乗り出しており、2013年だけで600件の国際特許を出願した。昨年

は1000件を越えたものと思われる。今後2年間に毎年2倍以上の特許を出願する計画である。自社出願だけでなく、既に出願済みの特許権の獲得にも積極的に乗り出すという戦略である。

計画通りならば、2016年の小米の特許出願件数は8000件となる。しかし、これもやはりグローバル競合他社には引けを取るレベルである。

2011年にアップルを含むエリクソン、ブラックベリー、ソニー、マイクロソフト等は、ノテルの特許6000件を使用するのに45億ドルを支払った。グーグルも、2012年に1万7000件の特許を保有するモトローラの無線事業部買収に125億ドルを使った。

同じ中国メーカーのファーウェイは、2013年末現在、3万6511件の特許を保有しているが、小米とライセンス契約は結んでいない。

電子新聞の未来技術研究センター(ETRC)によると、小米の米国の特許出願は多数あるが、実際に登録までつながった特許はほぼない。

インターナショナルデータのあるアナリストは、「小米が高速成長を維持し続けるためには、特許権を大量に買い集めなければならない」とし、「それが難しければ、時間がかかってもR&Dを通じて自社の特許権を確保しなければならないが、どのような方法であれ天文学的な費用負担は避けられない」と述べた。

## 米ITC、サムスン-NVIDIAの特許紛争の調査に着手

米国国際貿易委員会(ITC)が、サムスン電子とNVIDIAの間の法廷攻防に対する調査に着手したと米国ZDNetが報道した。

これは、NVIDIAがサムスン電子を相手に自社のモバイルGPUの特許を侵害したとし、サムスン電子のモバイル機器の米国内輸入差止を要求したことによるものだ。

NVIDIAは、昨年9月にサムスン電子とクアルコムを相手に、これらが自社の特許を無断で使用したにもかかわらず使用料の交渉に誠実に応じていないとして訴訟を提起した。

クアルコムは、AMDのモバイルGPU事業部門を買収して、これを基盤として現在のアドレノGPUを開発し、サ

ムスン電子はこの特許資産(IP)の使用契約(ライセンス)を結んだ。NVIDIAは、クアルコムのIPが自社の特許を侵害しており、これを購入したサムスン電子も共に提訴の対象に含まれるとしたが、この2社が使用料の交渉に不誠実に対応したと主張している。

サムスン電子も反撃に出ており、昨年11月にNVIDIAが自社のメモリ半導体の特許を侵害したとして応訴した状態である。また、NVIDIAの取引先まで訴訟の対象に含ませて四方から圧力をかけている。サムスン電子もやはり、ITCにNVIDIAのチップの米国内輸入差止措置の検討を要請した状態である。

ITCは、NVIDIAの提訴について、内部検討の後調査に着手し、NVIDIAが輸入差止を申請したギャラクシーノート4、ギャラクシーS5、ギャラクシータブS等の主要製品に対する差止可否を判断する予定である。

## 化学・金属・生命工学

### 大型バイオ医薬品、今年相次いで特許満了

今年特許が満了となるブロックバスターのバイオ医薬品に対する韓国メーカーの期待が高まっている。年間1000億ウォン以上売れる大型バイオ医薬品のうち、特許が終わる医薬品が8品目に達しているためである。最近3年間で特許満了となった大型バイオ医薬品が6品目であったことと比較すると、製薬業界の期待は膨らむばかりだ。

国内のバイオシミラーの開発会社が注目しているのは抗体医薬品である。8つの特許満了製品のうち5つがLantus(糖尿)、herceptin(乳がん)、Rituxan(関節リウマチ)等の抗体医薬品である。これらの薬品は、年間7兆ウォンずつ売れる超大型医薬品である。世界で年間最も多く売れる医薬品トップ10に含まれる。

多国籍製薬会社ロシュのherceptinのバイオシミラーを開発しているメーカーは、Celltrionとサムスンバイオエピスである。サムスンバイオエピスは、年間10兆ウォンの売り上げを上げているリウマチ治療の抗体医薬品「ヒュミラ」をはじめとして、「エンブレル」等其他の超大型抗体医薬品のバイオシミラー開発も同時に

進めている。まだ存続期間が残っているこれら医薬品特許も、今後5年以内にほとんど満了となる。

バイオシミラーは、化学のジェネリックとは異なり、新薬に次ぐ臨床試験と大規模な投資が行われるため、後発メーカーは参入障壁が高い。すでにかかなりの規模の投資と開発を進めてきた国内メーカーに有利である。Celltrionの関係者は、「オリジナルの医薬品よりも少なくとも30%程度安価なバイオシミラーが発売されれば、健康保険の財政にも役立つため、欧州、日本等主要国でバイオシミラーの導入を積極的に推進している」と述べた。

これに対してオリジナルの製薬会社は対応策を立てている。多国籍製薬会社のロシュとCelltrionは「herceptin」の特許をめくり訴訟を進めている。

## バイオコラーゲン「DuoFill」、 欧州特許取得

SEWON CELLONTECHは、バイオコラーゲンをベースとした再生治療剤「DuoFill」の製造技術が国内をはじめとして、日本とシンガポールに続き欧州地域の35カ国の特許権を確保したことを明らかにした。

同社はPRP (Platelet Rich Plasma、多血小板血漿) 混合の組織再生用バイオコラーゲンフィラー、DuoFillの製造技術に該当する「多血小板血漿 (PRP) を活性化して組織再生を誘導する組成物およびその製造方法」に関して欧州特許登録を終えた。

この特許技術は、PRPとバイオコラーゲンを混合して、豊富な成長因子を誘導するPRPゲルを作り、骨欠損の治療および創傷治癒等、組織の再生が必要な部位に移植することができるようにした。

これを通じ、整形外科・歯科・形成外科・皮膚科等様々な分野の臨床適用が可能であり、医療現場において簡単な製造方法で患者の損傷した組織再生を適時に図ることができることを会社側は説明した。

ソ・ドンサム常務はこれと関連し、「独自のバイオコラーゲンのインフラ基盤における競争上の優位性を足掛かりに、国内外の再生医療市場への進出拡大成果を創出し、収益源を多角化するのはもちろん、国内外の組織損傷患者の再生治療と生活の質の改善に寄与するための努力を続けていくつもりである」と述べた。

## 韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA & HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、  
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

### 河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-548-1609  
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405  
E-mail : haandha@haandha.co.kr  
Website : http://haandha.co.kr

### SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-3443-8434  
Fax : +82-2-3443-8436  
E-mail : st@stpat.co.kr